

令和7年度（2025年度）決算に基づく熊本県の財政の
健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和7年度（2025年度）決算に基づく本県の健全化判断比率及び資金不足比率を下記のとおり公表します。

記

1 健全化判断比率

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
（ 3.75 ）	（ 8.75 ）	（ 25.0 ）	（ 400.0 ）
—	—	9.1	213.6
参考：令和6年度（2024年度）			
—	—	8.9	212.5

※括弧内の数値は、早期健全化基準

2 資金不足比率

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
電気事業会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
工業用水道事業会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
有料駐車場事業会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
病院事業会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
流域下水道事業会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
港湾整備事業特別会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
臨海工業用地造成事業特別会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第4号の規定により事業の規模を算定
高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第4号の規定により事業の規模を算定

※令和7年度（2025年度）決算に基づく各特別会計の資金不足比率は、いずれも「—」である（資金不足は生じていない）。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について、詳しくは総務省のホームページをご覧ください。
アドレス：<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/index.html>

(参考)健全化判断比率等の概要

比率名	比率の内容	早期健全化基準	財政再生基準
		標準財政規模に対して	
実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模(※)に対する比率	3.75%	5.00%
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率	8.75%	15.00%
実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率	25.0%	35.0%
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	400.0%	—
		(経営健全化基準) 事業規模に対して	
資金不足比率	(公営企業会計)資金不足額の事業規模に対する比率	20.0%	—

※標準財政規模: 地方公共団体の標準的な状態での一般財源の規模を示すもので、普通交付税と地方税(団体独自のものを除く)が主なものです。本県の場合、その規模は約4,566億円となっています。

早期健全化基準

各比率のうちいずれかが早期健全化基準以上となると、その自治体は早期健全化団体として、自主的な改善努力による財政健全化に取り組むこととなります。

財政再生基準

各比率のうちいずれかが財政再生基準以上となると、その自治体は財政再生団体として、国の関与による確実な財政再生に取り組むこととなります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について、詳しくは総務省のホームページをご覧ください。
アドレス: <http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/index.html>